

津市子ども・子育て会議運営要領

第 1 趣旨

この要領は、津市子ども・子育て会議条例（平成 25 年津市条例第 31 号。以下「条例」という。）第 9 条の規定に基づき、津市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の招集

会長は、子ども・子育て会議を招集しようとするときは、少なくとも 1 週間前までに文書により開催の日時及び場所並びに議題を委員に通知しなければならない。

第 3 会議の公開

子ども・子育て会議の会議は公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該会議に関し公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。

- (1) 会議において、津市情報公開条例（平成 18 年津市条例第 22 号）第 7 条の不開示情報が含まれる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議を公開することにより、その公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

第 4 意見の聴取等

条例第 7 条の規定に基づき、子ども・子育て会議に出席を求める関係者等については、会長が子ども・子育て会議に諮って決定するものとする。

- 2 関係者等に子ども・子育て会議の会議に出席を求めるときは、文書により開催の日時及び場所並びに議題を通知しなければならない。

第 5 会議録

子ども・子育て会議の会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職氏名
- (3) 議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要と認める事項

- 2 会議録は原則として公開とする。なお、公開に当たっては、個人情報の保護に留意するとともに、第 3 のただし書きに該当する事項は除くものとする。

第 6 委任

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

附 則

この要領は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。